

「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（八）

第三十条 商標印刷とは商標標識を印刷、製作する行為をいう。

プリント、プレス等の方法で商品、商品の部品、商品の主要原材料（商品の包装は含まない）に直接商標の図形・文字を表示することは、商品の製造加工行為にあたり、通常は前項にいう商標印刷にはあたらない。

本条は商標印刷の意味を規定している。

商標の使用には、個別に印刷された商標標識を商品に貼り付けることも含まれれば、商品加工中に商標標識を商品に直接印刷することも含まれる。「商標印刷管理弁法」第二条には「印刷・捺染・製版・刻字・織字・エッチング・金属板への印刷・鋳造・プレス・ホットスタッピング・転写等の方法により商標標識を製作する場合は、本弁法を遵守しなければならない。」と規定されている。第十五条第一項には「本弁法にいう『商標印刷』とは、商標標識を印刷製作する行為をいう。」と規定されている。実際には、捺染、プレスなどの方法で商標標識を作成することが商標印刷行為に当たるかどうかについては意見が分かれており、本条は「商標標識を印刷、製作する行為のみが商標印刷である」ことを改めて明らかにした。法執行の慣習では、商標の印刷製作行為が商品の生産加工行為と区別されることに注意し、商品の生産加工行為を商標標識の印刷行為と誤って認定した結果法律を誤って適用しないようにしなければならない。

第三十一条 商標印刷を行う事業者が「登録商標」の字句又は商標登録表示を記載した商標標識の印刷を請け負うにあたっては、「商標印刷管理弁法」第三条、第四条、第五条、第七条の規定に基づき、「商標登録証」等の証明書類、及び印刷を請け負う商標が「商標登録証」の登録された商標と一致するか否か、並びにその登録商標が有効か否かを確認しなければならない。上述の確認義務を履行しなかった場合、商標法執行担当部門は法に基づいて調査、処分する。

本条は、商標印刷を行う事業者が登録商標印刷時に負う審査義務を規定している。

「商標印刷管理弁法」第三条には、「商標印刷委託者が商標印刷を行う事業者に商標

の印刷を委託する場合には、営業免許証副本もしくは合法的な営業証明もしくは身分証明を提示しなければならない」と規定されている。第四条には、「商標印刷委託者が登録商標の印刷を委託する場合には、『商標登録証』を提示するとともに別途そのコピーを一部提示しなければならない。商標使用許諾契約を締結して他者の登録商標を使用し、被許諾者が商標を印刷する必要がある場合には、さらに商標使用許諾契約文書を提示するとともにそのコピーを一部提示しなければならない。被許諾者は商標登録権者から個別に授権されて商標を印刷する場合には、さらに授権書を提示するとともにそのコピーを一部提示しなければならない。」と規定されている。第五条には、「登録商標の印刷を委託する場合、商標印刷製作委託者が提供する関連証明書類及び商標図案は次の要件を満たさねばならない。(一) 印刷する商標の図版見本は『商標登録証』の商標図案と同じでなければならない。(二) 被許諾者が商標標識を印刷する場合、明確な授権書、あるいは提供された『商標使用許諾契約』には許諾者がその商標標識の印刷を許可する内容が含まれていることが必要である。(三) 被許諾者の商標標識の図版見本には、被許諾者の企業名と住所を明示しなければならない。その登録標識の使用に当たっては『商標法実施条例』の関連規定に合致していなければならない」と規定されている。第七条には、「商標印刷を行う事業者は商標印刷委託者から提供された証明書類と商標図案に対し調査確認しなければならない。商標印刷委託者が本弁法第三条、第四条で定める証明書類を提出していない、又はそれが印刷製作を求める商標標識が本規則第五条、第六条の規定に合致していない場合は、商標印刷を行う事業者は印刷を引き受けてはならない」と規定されている。

当事者が「登録商標」という文字を明示した場合、又は登録マークを表示した商標標識の印刷を請け負う場合、登録商標標識の印刷請け負いに関する規定に従って、商標登録証等の証明書及び商標図案を検査し、偽装登録商標の印刷を請け負うリスク、他社の登録商標標識を偽造するリスクを効果的に回避しなければならない。

第三十二条 商標印刷を行う事業者が「登録商標」の字句及び商標登録表示を記載していない商標標識の印刷を請け負うにあたり、次の各号に掲げる確認義務を履行しなかった場合には、商標法執行担当部門は法に基づいて調査、処分する。

(一) 「商標印刷管理弁法」第三条、第六条、第七条の規定に基づく、証明書類及び商標の図案の確認

(二) 国家知識産権局のウェブサイトを通じて、同種の商品又は役務において、印刷を請け負った商標標識と同一の商標を他人が登録していないかの確認

他人が同種の商品又は役務で登録しているものが印刷を請け負った商標標識と同一の商標であるにもかかわらず、商標印刷を行う事業者が依然として印刷を請け負った場合には、「商標印刷管理弁法」第十三条の規定に基づいて処理する。

本条は、商標印刷単位が「登録商標」と明示されていない商標と登録マークが表示されていない商標を印刷するときの審査義務を規定している。

「商標印刷管理弁法」第六条には、「未登録商標の印刷を委託する場合に、商標印刷委託者が提供する商標図案は次の要件を満たさねばならない。(一) 印刷する商標は『商標法』第十条の規定に違反してはならない。(二) 印刷する商標には「登録商標」という文字を表示したり登録マークを使用したりしてはならない」と規定されている。第十三条には、「商標印刷を行う事業者が第七条の規定に違反して印刷製業務を請け負い、かつ印刷した商標が他者の登録商標と同一又は類似する場合には、『商標法実施条例』第七十五条で述べる商標権侵害行為に当たり、所在地又は行為地の市場監督管理部門が『商標法』の関連規定に基づき処分する。」と規定されている。

「登録商標」と明示されていない商標標識と登録マークが表示されていない商標標識の印刷を請け負う場合、商標印刷を行う事業者は、当該商標標識が使用禁止規定違反及び他者の先行登録商標専用権侵害の疑いがあるかどうかを検査する義務がある。具体的には、1つ目として商標図案が商標法第十条の規定に違反しているかどうかを検査することがあり、2つ目として他者が同一又は類似する商品に印刷を請け負う商標と同一又は類似する商標を登録しているかどうかを検査することが挙げられる。商品の類似、商標の類似の判断には、一定の専門知識が不可欠であることを考慮し、「基準」においては、「商標印刷を行う事業者の最低限の審査義務は、同種の商品あるいは役務において、『他者が印刷を請け負う商標標識と同一の商標を登録しているかどうかを明確にすること』、かつ、国家知識産権局の公式サイトを通して自主的に照会しなければならない」と明示している。商標印刷を行う事業者が審査義務の履行を怠ったことで、印刷された商標標識が他者が同種の商品に登録している商標と同一のものとなった場合、「商標法」第五十七条第六項に規定されている「他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること」に該

当する。

出所：2022年11月17日付国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/17/art_66_180376.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。